

セーフティネット保証第1号認定申請のご案内

令和2年8月

【中小企業信用保険法第2条第5項第1号】(連鎖倒産防止)

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者で、国が指定した事業者(指定事業者)に対し、売掛金債権または前渡金返還請求権を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者が、信用保証協会の保証付き融資を受ける際、特別枠で保証し、融資を受けやすくする制度です。金融機関に融資を申し込む際、信用保証協会への申し込みも行いますが、その時に必要な認定書を市役所で発行します。

(1)認定申請期間

指定事業者リスト記載の指定期間

※指定事業者リストは、中小企業庁のセーフティネット保証制度(1号:連鎖倒産防止)ホームページをご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.htm

(2)認定に当たっての要件 ※要件1と要件2に関しては、どちらかを満たすこと。

- 前提要件 個人の場合は事業所、法人の場合は本店または事業実体のある事業所が武蔵野市内にある中小企業者
- 要件1 指定事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有していること。
- 要件2 指定事業者に対し50万円未満の売掛金債権等を有していて、かつ指定事業者との取引規模が20%以上であること。

(3)申請に必要なもの

- ① 認定申請書 1部 ※[注1]を参照
- ② 【法人】直近の法人税確定申告書の別表1(税務署又は青色申告会の收受印のあるもの)
「メール詳細」(電子申告の場合のみ)
法人事業概況説明書(表紙) 各1部 ※[注2]を参照
- 【個人】直近の確定申告書の第1表(税務署又は青色申告会の收受印のあるもの)
「メール詳細」(電子申告の場合のみ) 各1部 ※[注2]を参照
- ③ 【法人】履歴事項全部証明書(3カ月以内発行、コピー可) 1部
- 【個人】住民票又は印鑑証明(3カ月以内発行、コピー可) 1部
※住所(個人)、本店(法人)が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する資料をご提出ください。
- ④ 【要件1で申請の場合】指定事業者に対する債権額を確認できる資料(売掛金台帳、受取手形等)のコピー 1部
- 【要件2で申請の場合】申請書の要件2の欄に記載した期間の全取引額を確認できる資料のコピー 1部
※要件1、2共、余白に必ず事業者名、代表者名を記入の上、代表者印(実印)を押印
また、[注3]を参照
- ⑤ 返信用封筒(定型封筒) 1部 ※切手を貼付
- ⑥ ご担当者名・ご連絡先(携帯電話の番号等日中連絡のつく電話番号)
(ご本人様チェックシートが一番下の欄にご記入ください。不備がある場合や発行時のご連絡先として、必ずお願いします。)

[注1] 印鑑は、代表者印(実印)を使用してください。

※認定申請書様式は、武蔵野市 HP からダウンロード可能です。産業振興課でも配布します。

[注2] 税務署又は青色申告会の收受印が押印されていない場合や、電子申告をされてメール詳細がない場合は、税務署発行の「納税証明書その2」を添付してください。

[注3] 要件2の欄に記載する期間は、任意です。指定事業者に対する取引依存度がわかりやすく、取引実態が反映されると考えられる適切な期間をご記入ください。

申請書に記載した金額を確認するためのすべての資料のコピーが必要です。

(4)申請の流れ

- ① 申請書を市役所西棟7階 産業振興課宛に郵送(原則郵送ですが、窓口申請も可能です。)
- ② 申請書類受理後、1週間ほど審査にお時間を頂戴します。
- ③ 発行のご連絡
- ④ 郵送で発行(不備があって申請書訂正や追加書類提出がある場合や、切手付き封筒がなかった場合は窓口発行となります。)

(5)備考

○認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とします。